

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成24年1月23日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年12月2日	中京区	西ノ京馬代町	1	—	—	平成23年12月2日
	右京区	嵯峨野宮ノ元町	1	—	—	
平成23年12月5日	下京区	西七条南月読町	—	—	1	平成23年12月5日
平成23年12月7日	伏見区	深草直違橋	4	—	—	平成23年12月7日
平成23年12月9日	左京区	上高野前田町	1	—	—	平成23年12月9日
平成23年12月12日	左京区	岡崎東天王町	—	—	3	平成23年12月12日
		北白川久保田町	—	—	1	
	右京区	西院高田町	1	—	—	
平成23年12月13日	西京区	下津林南大般若町	7	—	—	平成23年12月13日
		川島寺田町	2	—	—	
平成23年12月14日	左京区	高野竹屋町	—	—	1	平成23年12月14日
	山科区	大宅甲ノ辻町	—	—	1	
	伏見区	深草大亀谷西寺町	—	—	1	
		深草西浦町	2	—	—	
		竹田七瀬川町	2	—	—	
		竹田中川原町	1	—	—	
		竹田三ツ杭町	9	—	—	
平成23年12月15日	左京区	上高野西氷室町	1	—	—	平成23年12月15日
平成23年12月16日	伏見区	桃山町西町	8	—	—	平成23年12月16日
平成23年12月19日	左京区	岩倉大鷲町	1	—	—	平成23年12月19日
	山科区	音羽沢町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年12月19日	山科区	音羽前田町	—	—	1	平成23年12月19日
		川田菱尾田	—	—	1	
		川田西浦町	—	—	1	
平成23年12月21日	上京区	下堀川町	—	—	1	平成23年12月21日
	左京区	下鴨松ノ木町	—	—	1	
		浄土寺西田町	2	—	—	
	中京区	錦堀川町	—	—	1	
		聚楽廻南町	1	—	—	
		聚楽廻西町	5	—	—	
		聚楽廻松下町	2	—	—	
平成23年12月22日	左京区	岩倉中大鷲町	—	—	1	平成23年12月22日
		鹿ヶ谷西寺ノ前町	—	—	2	
平成23年12月27日	北区	小山北玄以町	—	—	1	平成23年12月27日
		小山北大野町	—	—	1	
	上京区	東今小路町	—	—	1	
	右京区	西院東淳和院町	1	—	—	
		太秦和泉式部町	1	—	—	
平成23年12月28日	西京区	下津林南大般若町	4	—	—	平成23年12月28日
		御陵内町	3	—	—	
		御陵溝浦町	5	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4 2 番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)